

## JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器 －よくある質問と回答 (Q&A)－

Q1:JSNDI の講習及び試験に使用するデジタル超音波探傷器は、どのようなものですか。

A1:JSNDI のデジタル超音波探傷器には、GタイプとRタイプの2種類があります。各々の探傷器の基本操作仕様については、ホームページをご覧ください。メーカーは次のとおりです。

- ・Gタイプ：GE センシング&インスペクション・テクノロジーズ株式会社
- ・Rタイプ：菱電湘南エレクトロニクス株式会社

Q2:JSNDI 仕様に対応したデジタル超音波探傷器を購入することはできますか。

A2:JSNDI として販売はしておりませんので、メーカーに直接お問い合わせください。

Q3:試験では、Gタイプ・Rタイプのどちらの探傷器でも使用することができますか。

A3:受験申請の際に、Gタイプ又はRタイプのいずれか希望するものを指定していただきます。試験当日のタイプ変更は認められませんので、間違いのないようどちらか一方を指定して申請してください。

Q4:デジタル超音波探傷器で受験するに当たり、特に注意することはありますか。

A4:デジタル超音波探傷器の基本的な機能を理解するとともに、その機能を十分に使いこなせるようにして下さい。デジタル超音波探傷器を試験当日に初めて触れるようでは、十分に使いこなすのは難しいと思われます。JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器にあっては、試験会場において1台ごとに「超音波探傷器調整手順」を探傷器の横に用意していますが、それを見ながら操作していたのでは、試験時間が足りなくなります。

Q5:JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器の基本的な操作を知りたいのですが、どこに問い合わせたらよいですか。

A5:ホームページ「JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器の基本操作仕様について」をご覧ください。当協会教育委員会及び支部が主催する講習会に参加する方法もあります。

Q6:実技試験前に JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器の操作確認をする時間はありますか。

A6:2011 年秋期試験までは実技試験前に操作確認の時間がありますが、JSNDI 仕様のデジタル超音波探傷器の操作方法が周知されてきましたので、2012 年春期試験から操作確認の時間を廃止します。

Q7:JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器で受験していて、途中で操作が分からなくなった場合は、どのようにしたら良いですか。

A7:JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器には、探傷器パネルに『基本』キーが設定されており、そのキーを押すことでそれまでの各種設定を保持したまま電源投入後の基本画面に戻ることができます。基本画面から、もう一度操作をやり直して下さい。また、JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器 1 台ごとに「超音波探傷器調整手順」を用意してありますので、操作が分からなくなったら、それを参考にすることも出来ます。

Q8:実技試験中に誤って JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器の電源を OFF にしてしまった場合、電源を ON にしたときはどの状態で立ち上がりますか。

A8:R タイプの場合、電源キーを長押ししないと電源は OFF になりません。R・G 両タイプとも電源 OFF になった場合は、電源を入れれば消したときの状態に戻ります。

Q9:デジタル超音波探傷器の持込み受験はいつまで可能ですか。

A9:2012 年秋期試験を最後として持込み受験を終了します。2013 年春期新規試験から持込み受験はできません。

Q10:JSNDI 仕様に対応したデジタル超音波探傷器を購入した場合、その探傷器の持込み受験はできますか。

A10:持込み機種登録審査で適格となった探傷器以外の持込みは認められませんので、試験に持ち込むことはできません。また持込み使用の認められた探傷器の機種とは、その機種の正規のものを指します。製造後にソフトを追加した探傷器は審査を受けていませんので、持ち込むことはできません。

Q11:二次試験の受験地変更、又は、実技試験選択（探傷器持込みの有無及び探傷器のタイプ指定）の変更はできますか。また、変更可能な場合、いつまでに変更手続きをすれば良いですか。

A11:一次試験初日の前日までに所定の用紙により変更手続きをすれば変更は可能です（所定の用紙は認証事業部試験業務課（TEL03-5821-5104）にご請求下さい）。期限を過ぎた場合、一切変更はできませんので注意して下さい。

Q12:JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器で受験を予定していたのですが、自社でデジタル超音波探傷器の手配がいたので、持込み受験に変更したい。その場合、どうしたら良いですか。

A12: 一次試験初日の前日までに所定の用紙により変更手続きを済ませて下さい（所定の用紙は認証事業部試験業務課（TEL03-5821-5104）にご請求下さい）。期限を過ぎた場合、一切変更はできませんので注意して下さい。

Q13:デジタル超音波探傷器の持込み受験を予定していたのですが、都合により（故障等）持ち込むことができなくなりました。その場合、どうしたら良いですか。

A13: 一次試験初日の前日までに所定の用紙により変更手続きをすれば、JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器での受験に変更可能です（所定の用紙は認証事業部試験業務課（TEL03-5821-5104）にご請求下さい）。また変更期限を過ぎてから持込み探傷器を準備できないことが判明した場合、連絡をいただければ JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器での受験に変更が可能な場合もあります。変更を希望される方は、必ず予め認証事業部試験業務課（TEL03-5821-5104）に連絡して下さい。なお試験日間近や試験当日に連絡された場合、変更できない、または変更後に R・G タイプを指定できない場合もありますので、注意して下さい。

以上